県域水道一体化 調査特別委員会

令和3年1月18日

葛 城 市 議 会

県域水道一体化調査特別委員会

 開会及び閉会 令和3年1月18日(月) 午後1時30分 開会 午後2時55分 閉会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚 内 野 悦 子 副委員長 委 員 杉 本 訓 規 IJ 梨本洪珪 吉 村 始 IJ 奥本佳史 IJ 谷 原 一 安 IJ 川村優子 IJ 増 田 順 弘 IJ

IJ

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 川 弥三郎 議 員 松 林 謙 司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

 市長
 阿古和彦

 副市長
 溝尾彰人

 上下水道部長
 井邑陽一

 水道課長
 福森伸好

 ボ補佐
 西川康光

岡本吉司

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長岩 永 睦 治書 記和 田 善 弘" 髙 松 和 弘" 福 原 有 美

- 7. 調 査 案 件
 - (1) 水道事業に関する事項について

開 会 午後1時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより県域水道一体化 調査特別委員会を開会いたします。

大変皆さん方お忙しい中、県域水道一体化調査特別委員会に参加してもらいましてありが とうございます。市民にとって大変、水道というのはなくてはならない、一番生活のために 重要な議題ではございますので、どうか慎重審議のほどよろしくお願いいたしまして、開会 の挨拶に代えさせていただきます。

委員外議員の松林議員です。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクに近づけてからご発言されるようお願いします。葛城市議会では会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、 携帯電話などをお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいた します。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力をお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件1、水道事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、前回の委員会で谷原委員から要望がございました、給水原価の違い について、理事者にその内容説明をお願いしたいと思います。

井邑水道部長。

井邑上下水道部長 説明に入ります前に、まず前回の本特別委員会におきましてのご質問に対して、 ご回答いたしたいと思います。財政シミュレーションの給水原価と、本市決算書におけます 給水原価の金額に差異があるというご指摘がございましたことについてでございます。

前回お示しいたしました財政シミュレーションのフォーマットでは、給水原価に受託工事費と材料売却原価が含まれ、算出しております。一方、本市の水道事業決算書におきましては、給水原価にはそれらの費用を控除した形での算出となってございます。ですので、財政シミュレーションにおきましてはそれらの費用分が、決算書の数値よりも給水原価が若干高く算出されている結果となってございます。これは全関係団体のシミュレーションを比較可能とするため、設定条件を同じとし、統一したフォーマットを使用しているためでございます。また、県域全体統合のシミュレーションにおきましても、受託工事費と材料売却原価を含め算出されております。

以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願いましたことについて、何かご質問等はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 比較のために財政シミュレーションでは、市町村比較のためにこうしたフォーマットを使ったということで、それは分かったんですが、どちらが本来の給水原価の出し方なのかという、要は葛城市は、また財政シミュレーションとは異なった給水原価の算式でこれまで決算もやっているわけですから、だから、それがどうなのかということをちょっと前回質問したところもありますので、どちらが正しいんかいうかどうかは分からないんですけれども、本来いろんな統計を取ったりする場合、あるいは報告した場合、どうなのかということです。この評価だけ、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

一般論といたしましては、受託工事収益が受託工事費に対し不足する額、受託工事赤とか呼ぶ場合もございますが、その分が水道料金で補てんされている場合には、その不足する額は給水原価に含むべきであり、またその他の収入、収益で補てんされている場合には含めないべきであると考えております。本市の場合、受託工事収益と給水分担金等により補てんされており、水道料金で補てんされていないことから、当市の決算における給水原価には含まれていないところでございます。

以上です。

西井委員長 よろしいですか。

谷原委員。

各原委員 もうちょっと単純にお答えいただいたらありがたいんですけれども、今の理解だと、一般 論としてこういう方式がある、それで、財政シミュレーションについてはそういう方式でや りました。だけど、葛城市の場合はこういうふうな計算になるのでこういう給水原価になっていますと、だから両方とも一緒の算式なんですというふうに聞こえたんです、今。だから、算式が違うんだったら、どっちの算式が本来の算式の在り方なのかということを私は聞いているんですよ。今の説明だったら何か、条件によって葛城市がたまたまそうなっただけだと、同じ算式だというふうに聞こえたんで、違うんだったら違う、違う場合は、どちらが要は妥当な算式なのかということをお聞きしたいんです。でないと、私がちょっと問題視しているのは細かい議論ではなくて、これまで葛城市の水道事業会計、ここで審議して決算して資料もらっているわけですよ。そこの給水原価の算式はどうかということがあるので、そういうことをお聞きしていますので、算式が違うんだったら違う、違う場合でも、葛城市の場合はそれでいいんだということであればいいんだということで、ご答弁いただいたらと思うんです。

西井委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 失礼いたしました。

一般論と申し上げたところではございますが、給水原価の算出におきましては、受託工事費と材料売却原価を抜くこととなってございます。ただ、財政シミュレーションにおきましては、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、受託工事赤が発生している市町村がご

ざいますので、全関係団体に統一いたしました受託工事費を含めた形での給水原価の算出と なっておるところでございます。

以上です。

西井委員長 よろしいですか。

谷原委員 葛城市の算出方法が、それで本来の在り方だと。一方、財政シミュレーションのほうは、 比較のためにそういう形でやっているということで理解いたしました。ありがとうございま した。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、次に、第2回水道サミット以降で、覚書及び基本方針について若干 の変更点があるとのことでございますので、理事者にその内容を説明願いたいと思っており ます。

部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、配付しております資料のご確認をお願いいたします。資料1といたしまして、水道 事業等の統合に関する覚書、資料2といたしまして、水道事業等の統合に関する基本方針、 そして別紙1といたしまして、第2回水道サミット以降の覚書・基本方針の変更についての 合計3点でございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは資料に基づきまして、前回の本特別委員会でお示しした以降の変更点についてご 説明いたします。お手元に資料1をご準備いただき、別紙1とともにご覧ください。

水道事業等の統合に関する覚書についてです。まず変更点ですが、冒頭部分、関係団体から大和郡山市が削除されております。これは昨年11月26日の第2回水道サミットにおいて、 大和郡山市長より覚書が締結できないことを表明されたためです。

なお、本市におきましては現在まで覚書の不参加を表明していないため、本市の名前は記載されている形となってございます。

次に、第11条第2項をご覧ください。第11条第2項におきまして、「前項の協議会に準備室を設置する」が「奈良県に準備室を設置する」と修正されております。これは具体的な協議検討体制の記載に修正したものです。

次に本文末尾、「関係団体等の長が記名押印の上」とされていたところを、「関係団体等の 長が署名押印の上」と修正されております。これは覚書締結式において、関係団体等の長に よる署名を予定しているためでございます。

次に、資料2をご準備ください。また、引き続き別紙1とともにご覧ください。

水道事業等の統合に関する基本方針についてです。まず、1ページ(3)対象となる事業 体におきまして、大和郡山市が削除されております。先ほどの理由と同じでございます。

次に、5ページの(3)水道事業の用に供さない資産等に関する基本方針の最後の行におきまして、「関係団体以外の県内11村に係る資産」が、「関係団体以外の団体に係る資産」に 修正されております。これは大和郡山市が関係団体から削除されたための修正でございます。 次に7ページ、財政シミュレーション条件の枠内右側上部に、令和2年11月26日第2回水道サミット時点が追記されております。また、共通条件におきまして、2行目から4行目までが追記されております。これは、財政シミュレーションにおいては上水道事業を経営する全ての市町村を対象とし、第2回水道サミットで提示した内容が最新のものであること、また、その内容は引き続き協議会において精査、ブラッシュアップを図ることとなることから、記載の追加がされたものでございます。また、冒頭で給水原価の差異についてご説明いたしましたが、この財政シミュレーション条件枠内の(単独経営)の3行目と事業統合の1行目におきまして、給水原価は営業費用と営業外費用から長期前受金戻入を引いた額を年間総有収水量で除すという形の算式が記載されております。ここには受託工事費等は控除しない方法で計算する条件が示されているものでございます。

以上で、資料によります説明を終わります。

西井委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございました覚書の締結について期限が迫っておりますので、 市長より葛城市の方針について、判断した理由も含めてお聞かせ願いたいと思っております。 阿古市長。

阿古市長 委員の皆様方には令和2年12月15日、第3回の県域水道一体化調査特別委員会の席におきまして、理事者サイドからの覚書の内容、もしくは県域水道一体化(案)の資料の説明をさせていただきまして、様々な意見を頂戴したところでございます。県域水道一体化につきましては、慎重なるご意見の委員の皆さん方の意見も多々あったように記憶しておるところでございます。その席で、覚書の説明をさせていただきました内容につきまして再度確認をいただいたところではございますが、覚書を締結した後に一体化についての更なる協議案件が存在するということも、その時点での説明の中でお伝えさせていただいたところでございます。改めましてではありますが、覚書を締結することは、水道の一体化をするという判断をしたということには決してなりません。覚書を締結した後に、基本協定までの間に賛否の最終判断の時期が存在するということでございます。

また一方、覚書を締結しないということは、現時点で水道の一体化をしないという判断をしたということになってしまいます。現在、まだ葛城市は奈良県下で自己水を確保した特殊な、一番特殊な水道事業の運用をしているところでございます。その中で、その対応に存在するセグメント会計の詳細がいまだにはっきりとしていないところでございます。更なる情報収集や協議、検討が必要だと考えておるところでございます。したがいまして、まずは今回の覚書にのって協議を継続し、議員の皆様方のご意見をいただきながら、基本協定までに県域水道一体化に参加するべきなのかどうかという最終結論を、その時点でさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。

今、市長のほうから、覚書にのって協議を継続したい旨のお話がございました。その覚書

の締結についてですが、次週の1月25日月曜日の14時から、関係団体等の長による締結式が 行われます。そのことにつきご報告を申し上げます。

締結式の内容といたしましては、概要説明の後、覚書への署名、知事の挨拶、代表市町村長の挨拶、共同記者会見を経て記念撮影となってございます。締結の方法といたしましては、締結日は締結式の日付、1月25日になります。署名は、締結式において原本に知事、市町村長が順に署名、公印は締結式後に各団体に県水が持ち回りして押印、原本は1部で県が保管し、その他の団体が写しを保管することとなってございます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま市長から答弁いただきました覚書の締結に関する方針について、何か質問等は ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、ちょっと幾つか質問させていただきます。

この間、ずっと厚生文教常任委員会から県域水道一体化調査特別委員会に引き続いて、県域水道一体化について委員会で質疑を行ってまいりました。覚書、この案を、覚書ですね、今回は覚書という形で資料1に、(案)が取れておりますけれども、これについてどうするかということについても議論してきたところでありますが、今、市長のほうから覚書を締結したとしても、今後協議案件が残っており、その協議案件の動向を見ながら最終的に結論を出したいということでありました。

しかしながら、この覚書には第2条、第3条等において、奈良県広域水道企業団の設立に協力するというふうな文言もあり、また葛城市内にある浄水場は廃止しなければならないと、事業そのものも葛城市として廃業すると、その上で事業を発足させ、広域水道企業団の事業発足、そういうものを目指していくことに合意するという内容になっております。

したがいまして、最終的な結論が後にあるんだということでありますけれども、先ほど部長からも説明がありましたように、記者発表を通して、葛城市として非常に前向きな方向でこれを進めていくということがマスコミでも発表されるわけでありますので、再度ここで市長のほうにお聞きしたいんですけれども、この事業統合すること、つまり葛城市の事業を廃止して広域水道企業団に、今のところ27ということでしょうけど、27の市町村が事業統合することについて、市長としては賛成なのかどうか。ずばりと言って、そういう方向には賛成なのかどうかということをお聞きしたいと。でないと、これは合意してそちらに進むということを覚書にはあるわけですから、それを結ぶということなので、このことについて、はっきりとしたお考えをお伺いしたいと思います。

それから2番目ですけれども、これは協議会の内容を、今後覚書を締結するというふうにおっしゃいましたので、協議の内容になってくるし、葛城市にとってはとてもこの協議内容が重要になってくるんだろうと思うんですけれども、これは葛城市としては必ず県水を100%受け入れて、浄水場は絶対廃止、つまり自己水源等は絶対持てないという、ここは確かに動かないことなのかどうか。結局自己水源を失ってしまうと、将来的に100%県の水を受け入れたら、そこで葛城市の意見がどの程度反映するか、非常に心もとないことになるの

で、この点については葛城市が独自にいろんなことを判断する上で非常に大きいことになろ うかと思いますので、そこのことについて確かめさせてください。

それから3番目です。水道料金の件なんですけど、これは前回ちょっと、もう一つ議論が 煮詰まらなかったように思うのでお伺いしたいんですが、覚書の中にもありますが、要は水 道事業等の統合に関する基本方針というのが資料2で付け加えられていまして、これも併せ て合意して覚書を締結するという内容に、覚書にはなっているわけですけども、基本方針の 中に水道料金のことについて、覚書以上に詳しく書いてあるわけでありますけれども、関係 団体と協議をした上で、セグメント会計というものを設けて料金を、統合によってメリット を感じられない市町村については、葛城市と大淀町が名前が挙がっているわけですが、これ については関係団体との協議の上、セグメント会計の内容を決めていくということなのであ れなのですが、なっているわけですが、これは具体的には、今の時点では葛城市の統合後の 水道料金の在り方については全く決まってないという理解でいいのかどうか。何か、前回グ ラフがありましたので、グラフの解釈をめぐってちょっと、もう一つ議論がどうもかみ合っ たり深まらなかったような気がしますので、これは、水道料金というのは市民の方にとって 一番重要な問題ですので、統合後の水道料金の在り方について具体的に決まっているのかど うか、セグメント会計を設けるということはあるんですが、関係団体との協議をもってやっ ていくということですから、関係団体の協議の中でどうなるか分からないような状態のよう に思いますので、そこら辺りがどうなのかということについて、以上3点お伺いいたします。

西井委員長 市長。

阿古市長 全てについて、ちょっとお答えできるかどうか。 3 点とおっしゃったんですけれども、かなり細かい質問もございましたので。

私自身は今回の覚書を結ぶことが、最終的な一体化の方向に、全てが前向きの検討をしますという話ではないという認識を持っております。先ほども申し上げましたように、葛城市といいますのは奈良県で一番特異な水道事業運営をしていると認識をしているところでございます。その大きな要因が、やはり自己水にあるというところでございます。そのために今回の覚書の中、もしくは協定内容の中にセグメント会計という言葉が入ってきたというのはまさに、それは葛城市に対する一種の高察の配慮であるのかなという認識をしているところではございますが、まだそのセグメント会計の全容が確定しておりません。先ほど委員がおっしゃいました資料の中に、葛城市の水道料金が段階的に上がりますよ、もしくは段階的な金額が表示されているわけですけども、その辺も協議案件の中の全てに含まれるということであろうと考えているところでございます。

まさに葛城市にとって有利な、市民にとって有利な選択がどちらにあるのかというところが、まだ完全な情報収集が終わっていないというところでの判断の先延ばしという考え方を持っておるところでございます。どの程度、葛城市にとって有利な交渉ができるのか、協議ができるのかというのは、まさにこれからでございますので、その協議に入らせていただきたいという考え方でございます。最終的な結論につきましては、当然のことながら議決案件でございますので、条件整備ができました地点で、議員皆様方に理事者としての、行政とし

ての判断と、そのときの議案を提出することになるのかなという思いでおりますけども、今 の地点で100%どちらであるという結論は全く持っておらないというのが正直なところでご ざいます。

ただ1つ懸念いたしますのは、葛城市が自己水で100%水道事業を運営しているのではないというところも、やはり考察の中には含めていかないといけないという思いがございます。 当然のことながら、料金体系につきましても県からの水の供給、原価がどの程度になるのかというのは、これからやはり協議していく1つの材料になるのかなという思いもしておりますし、その辺も含めまして更なる協議、もしくは考察を重ねていきたいという思いでございます。

以上でございます。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。

まず、一体化に参加した場合に自己水源を完全に失うことになるのかというご質問でございます。基本方針の3ページの(4)をお開き願いたいと思います。こちらのほうにおきましては、浄水場運転の拠点といたしましては御所浄水場、桜井浄水場、緑ヶ丘浄水場、桜ヶ丘浄水場に集約を目指すという、現在の目指す方向性が記されてございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

それから、料金の件でまたちょっとそごが出てきたので、あれなんですが、この間、第2回水道サミットのグラフ、大淀町と葛城市と、それから一体化した場合の将来の料金シミュレーションのグラフですけども、あれは、要はシミュレーションにおいてこういうふうなことになりますということであって、つまりそのシミュレーションによると、大淀町と葛城市は供給単価が一体化よりも低くなりますよと、令和30年度までは。だから、この2市町につ

いてはセグメント会計で別扱いにしますと。つまり、統合によるメリットが出てこないので、それを示すためのグラフですよね、あれは。つまり、あれが約束された、つまりこういうふうに一体化したとき、葛城市がそれに参加した場合、令和30年度まで料金が低く設定されていきますよということを示したものではないと私は受け止めているんです。実際に、覚書とか基本協定書を見ても出てきませんから、料金については今後、関係団体との協議の中で決めていくというふうにあるので、だから、あのグラフが全くそういうふうになるんだというふうなイメージになると、ちょっと違うんじゃないかなと思うので、ちょっと今、市長のお話の中だとそういう、何かニュアンスが感じれたので、もう一回そこのことをはっきりさせていただきたいと。水道料金については、現時点で何らかの形でグラフで示せるようなものではないように思うんですが、その点についてちょっともう一回確認したいと思いますので、よろしくお願いします。この2点だけ、お願いします。

西井委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたように、水道料金につきましては確定したものではございません。 当然のことながら、セグメント会計という形式を取るということであれば、独自の会計の中で料金設定を考えていくということですので、そういう設定にはならない。これもあくまで、 県域水道の料金そのものにとりましても確定されたものでもないという具合に理解をしておるところでございます。 水道事業はその年度、年度におきまして、やはり決算がございますので、その決算によりまして水道料金というのは判断していくべきものであると考えておるところでございますので、必ずしもそれは保証されたものではないという理解をしておるところでございます。

それと一番大切な部分をお聞きになられた、同じことを繰り返すようでございますが、委員がご指摘された、そのとおりの理解で結構でございます。

以上でございます。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですけど、この別紙の資料のところには大和郡山市が覚書締結できないと、これは前向きではないと僕は捉えるんですけども、この前の前にもらった8月の資料では、大和郡山市、すごい保有資金とか企業残高とかというのもすごい重要なポジションにいてはると思うんです。それで、これ、前にもらった11月の資料の数値とか、これ、数値的に、これを見て僕らはこの水道事業について考えていると思うんですよ。これ、大幅に変わらないんですか、数値的なものが。このまま、こっちにもまだ大和郡山市入っているんですけど、これ、大和郡山市が入らない場合というのも考えなければ、この覚書どころか、これ自体が大きく変わってくるんじゃないかなと僕、思うんですけども、ちょっとその辺どういうお考えなのか、お聞かせ願っていいですか。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず大和郡山市は確かに資産のほうを、特に現金のほうを多く所有しておられます。現在 お示しいたしてございますシミュレーションのほうも、当然そちらのほうの資金があるとい うところでのシミュレーションを行っておりますので、その辺につきましては、その部分を 考慮いたしました更なる新たなシミュレーションが出てくるし、つくらなければならないこ とだと存じます。ただ奈良市よりは規模が小さい団体でございますので、統合後の経営につ いてはさほどのといいますか、大きな影響はないのかなというふうに感じます。といいます か、実際そのように、知事のほうもそのようにおっしゃられているところでございます。 以上です。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 それも予測なので、結構大事なところやと思うんです。根本、それがありきやと僕はちょっと思っとったんで。その差異があるんやったら葛城市独自でも調べて、変わらないという確証があるのであればいいんですけども、僕はちょっとその予想では、それは感じられないので、その辺また出次第お示し願えたらなと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 もう3点だけお聞かせください。

先ほど来から出ていますセグメント会計のことなんです。これについては具体的に、これまでの協議の中でも出ているのかどうかちょっと分からないので、中身についてまだ決まっていないということであれば、もうそれで結構なんですけれども、覚書とか基本方針を見ますと、施設の更新について、これまで実績等でやっていっていいですよと、しばらくの間、そうすると、セグメント会計になると葛城市の場合、例えば老朽管、管路の布設とかそういうことについて、施設の設備投資をやっていくというふうなときに、セグメント会計で起債ができるのかどうか。つまり、セグメント会計というのは本体の水道企業団があって、そこに執行部があるわけですけども、その中に会計区分としてセグメント会計があるわけですけれど、そのセグメント単独で起債を出したときに、当然それが認められるかどうか、単独でできるのかどうか、ちょっとここをお聞かせ願いたいんです。というのは、水道料金だけのことなのかどうか、これもまだ全然決まっていないということであれば、もちろん結構なんですが、これまでの議論としてどうなっているのかということです。

それから2つ目ですけれども、市議会の関与の問題なんです。覚書を締結して、令和7年に事業統合の新会社が発足するとなったときに、水道料金等の問題、経営等の問題、葛城市議会としての関与はどうなるのかということについて、お伺いします。企業団議会を発足させるというふうに書いてあるわけですけれども、これまでは葛城市議会で水道事業の経営内容、水道料金等も含めて葛城市議会として審議し議決してきたところですが、統合された企業団となってそこに入った場合、市議会としての関与はどうなるのかをお伺いします。

それから、これで3つ目ですけれども、資料の2の3ページのところに、これは基本方針、 覚書が合意を前提に締結するとなっている基本方針の中の3ページですけれども、上から4 行目のポチがついていますけれども、「企業団は、水道水の安定供給に必要な施設更新について、関係団体の更新実績を保証し、又は各関係団体の水道施設整備計画を尊重するものと する。」とあるので、先ほど投資のこともちょっとお聞きしたんですけれども、企業債のこともお聞きしたんですが、米印のところ、「更新実績の考え方、更新実績については、対象施設、実績年数、管路延長、投資額、実績等、考慮すべき事項が多い。これらについては、今後、協議のうえ定めていくものとする。」とあるんですが、私は葛城市が今後協議していくうえで、他の市町村の管路延長とか更新とか、それがちゃんと把握されているのかなと。把握されているんだったら委員会にもぜひ出していただきたいんですが、県営水道の実態とか他市町村の状況、これがあまりにも違うから協議すべきことが非常に多いというふうになっているんですが、これについては各市町村のこうしたものについての把握はされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。議員の中にもそれぞれ調べて、例えば配水管や給水管の老朽化、施設更新率、これは葛城市は非常に、まだ耐用年数を超えた老朽管の比率が非常に低い市町村なんですよね。一方で物すごく高いところもある。そういうところと統合するということになるわけで、本当に葛城市が統合して市民にとっての負担、これがどうなのかということが出てきますので、こういうとこら辺の各市町村の状況については把握した上でいろいろ考えておられるのか、ここら辺についてちょっとお聞きします。

西井委員長 課長。

福森水道課長 上下水道部水道課の福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まずセグメント会計に伴う企業債の活用ですねんけど、これにつきましては先ほども市長がおっしゃったように、セグメント会計の協議が今後始まりますので、現段階では何も決まっていないのが実情でございます。

それからもう1点、2点目が、企業団議会につきましても、これはうちのセグメント会計、 大淀町と、それから葛城市と、それから企業団と3つの会計にはなりますけれども、そこで は事業統合のあった場合でも企業団議会の中で、各事業統合に参加した自治体がそれぞれ、 もちろん議会議員が選出されて選ばれるということで、その中で決定する。ただ詳細につい てはそれも、どういった構成人数とかは、これも何も決まっていない状況ですので、一応そ ういう形で報告をさせていただきます。

あと、各自治体の老朽管の更新率、これにつきましては、大きく浄水場を持っておられる 自治体と、それから配水池のみ、要するに更新がほぼ配水管に特化した形でやっている自治 体がおられますので、これにつきましては、全体としては把握はしておりません。ただ、浄 水場を持っておられる自治体と、それから配水管に特化した自治体によっては更新率が多少 なりとも違ってくることしか、今のところ把握できておりません。

以上でございます。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 今の最後の課長の答弁に関しまして、ちょっと補足をさせていただきますと、前回の特別委員会におきまして、参考資料①ということで市町村間の格差という題名のペーパーをお配りしたかと存じます。その中で有形固定資産の減価償却率という形で施設の老朽度を表すグラフを、各団体のパーセント、数値を記載したものを前回でお配りしておるところ

でございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今お伺いした中身ですけれども、セグメント会計の中身についても実際これからだという ことと、それから企業団議会についても、中身については、構成についても、開催日数等も あると思うんですが、それについてもこれからだということでした。

各市町村の違いについては、前回ちょっと資料が出てきておりますけれども、これについては引き続き、いろんな資料については委員会としてもぜひ求めて、出していただいて、きちっと議論できたらと思っておりますが、そういう努力はしていただいているものと承知いたしました。

その上でちょっと意見を述べたいんですが、私は企業団が発足してしまうと、結局企業団 で、議会も含めて意思決定やっていくわけですから、どの程度葛城市の意見が反映していく か、これは非常に不透明なわけです。と申しますのは、水道事業全体を考えてみても、一番 大きいのは奈良市です。あと橿原市、大和郡山市は抜けますけれども、大和高田市、ありま す。葛城市は非常に、比率としては非常に小さい市町村なわけです。そこが非常に特別な位 置にあって、とりわけ水道料金など、自己水、安価なものを持っていますから、それで、放 棄した上で入っていった場合、本当に葛城市の意見が通っていくのかなと。例えば水道料金 1つとっても、施設更新をとっても、本当に葛城市の意見が通っていくのかなと、私は非常 に不安を覚えております。現在だったら葛城市が葛城市の事業として、この水道事業につい てしっかりと、ある意味では議会でも議論もし、コントロールもし、やっていけるのは、や っぱり自己水源があり浄水場があるからなんですよね。でも、それを手放した上で本当にそ ういう広域議会で葛城市の様々なことが、要望が通るということがあまり確約されていない ような覚書だと私は思います。セグメントの件についてもそうですし、広域議会の内容につ いてもそうなので、市長としては今後、協議検討の内容の中で条件がどうかを見定めて、最 後決定すると。だから、今の時点でこれを前向きに参加するということではないと。場合に よっては反対ということで、抜けることもあるということも意思表示されましたけれども、 しかしながら、私は覚書、この条件で参加するというのは、私としては本当に葛城市の水道 事業、市民にとって本当に役立てるものにする上で、こうした統合の方向の覚書は、この内 容ではとても結べるものではないというふうに意見を申し上げておきます。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

今、谷原委員、先に説明させて。先ほどからの市長の話からの質問で、それ以外に、全体についての質問は次の項目にさせてもらいますので、それの関連とかいう形なんやったら、今説明を受けたことについては、一応切らしてもろうてよろしいでしょうか。次のほうの中で、水道事業全体の中での質問でということで。

そしたら一応、そしたら先ほどの案件は以上とさせてもらいます。

今回の報告事項以外で、県域水道一体化に関するご質問などはございませんでしょうか。

川村委員、よろしくお願いします。

川村委員 一定の報告ということで、さきにご説明をいただきました。市長の答弁で、今の覚書という段階では、まだまだはっきりと決断する部分については、まだまだ確定していないというふうに私は受けさせていただいたんですけども、要するに企業団のこれからの設立に関わっての、統合についての資料、要するに向こうから来るべきものですよね、そういった資料について、我々もうちの水道事業のいろんな分析というのはできたかもしれないんですが、先ほど谷原委員もおっしゃいましたみたいに、やはり葛城市というのはセグメント経営ができるという、大淀町と葛城市という2つの、そこに入っているということは、非常にうちの市としては、やはり資源というものに対して一定の配慮があるというものの、我々の葛城市の中でしっかり考えていかないといけないということが一番大事なんですけども。

今、取水大字あると思うんですが、そういった大字の幹部の方とこれから、今までにもお話をされて、一定のプロセスを踏んで協議をされて、今日、市長が決断をされたのか。また、いろいろな水道の審議会とかいうのもあると思うんですけども、その中でこういった、私が今言っている取水大字のことも含めて、市民の方にどのくらい説明をされているのかというところも、議会としては気になるところです。

まず、審議会も含めてですけれども、市民にそういう、市民に直接水道料金という形で跳ね返ってくることですから、料金以外、何もないわけですから、その経営というところに、市民に直接降りかかる水道料金というところに、市民にしっかり説明ができているのかどうかというところは、これからどういう計画でいらっしゃるのかと。ちょっと市長がいろいろと説明を受けられて、今回の水道の委員会でいろいろ言っていただきましたけども、やはりこの覚書という、非常に大した通過点ではないのよという認識なのか、それともやっぱりこの覚書を締結するということは、一定の方向でいかんとあかんという1つの関門ですから、くぐっていかないといけないところですから、市民にとりましても非常に不安だと思うんですよ。不安な部分を解消するために、今までどういうことをされてきたのかということ、それと、今後議会だけに投げかけるというんじゃなくて、市民にどういう説明をしていくのかということを、もうちょっと計画があれば、その辺りもちょっとお答えいただきたい。ちょっと私も市民の皆さんから全くないようなことを聞いております。非常に大事なことだと思うんです。市民に説明もしないで勝手に上げたり下げたりするようなことでよいのかどうかというところ、原点のところですけれども、ちょっと説明をいただきたいんですけども。

西井委員長 課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。ただいまの川村委員のご質問で、取水大字の件について説明させていただきます。

事業統合につきましては、水道課のほうで水道事業運営委員会がありまして、議員が4名、それから地元取水大字から6名、それからあと有識者という形で、一応区長会から代表者、それから消防団から代表者という形で12人で構成させていただきまして、8月と2月に、8月につきましては決算につきまして、2月につきましては予算につきまして、この水道の事業統合につきましては、その都度検討会及びサミットが開催されたことにつきましては、そ

れの報告を、議会と同じ内容につきまして報告はさせていただいています。

今後もまた来月に水道事業運営委員会を予定していますけども、今回の8月以降の進捗状況につきましては、各取水大字の方には説明、今後も続けていく予定でしております。 以上でございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 県域水道の事業の一体化につきましては、行政からの説明という形ではなくて、過去2年 ほど前に大字を、市民フォーラムという形で各大字別に回らせていただいた中でも、非常に 皆さん方、情報が錯綜しているのか、非常に、県一の水道になるんですねみたいな質問を各 地域でいただきました。その時点では、行政サイドとしてはまだその事業の内容について、 まだ決まっていない、まだ今現在でも協議中の内容ですので、その内容そのものについての 説明というのはできない状態でございます。ですので議員皆様方の、まず説明をさせていた だいた後のことになるとは思うんですけども、その時点でお答えしていたのは、葛城市民に とって有利なほうの選択をすることになるでしょうというお話をさせていただいていたのみ であると認識をしております。

今後、先ほど申し上げましたいろいろな条件等が提示されてくる中で協議を重ねて、当然 葛城市にとってはどうなのかというところは投げかけて、その条件が満たされるのか満たさ れないのかということも1つの決断の、判断の材料になるかと認識をしているところでござ いますので、事業そのものがまだ確定していない状態で市民皆様方に説明をするというのは、 非常に誤解を招く可能性が高いようにも感じておりますので、まずこの特別委員会の中で説 明をさせていただきまして、一定の方向性なり、その内容の全容がほぼ分かった時点での、 やはり市民の皆様方への説明の仕方があるのかと、あるべきではないのかと。不確定要素が ある中での説明というのは非常にあやふやな、臆測を招く可能性があると思いますので、そ れの手順というのは慎重にするべきなのかなという考え方を持っております。

まずこの特別委員会の席で、行政が持っておる情報その他を全てお伝えするのが、まず最初の手順なのかなという認識を持っております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 これまでとこれからは絶対違ってくると思います。これまでというか、2年前にフォーラムで、水道料金、水道事業の一体化について言われた、これは何かこんなことになるんやなという、市民の皆さんも認識というのはあったと思います。しかし、これが具体化してきて、本当に市民にとって有利な方法を取っていただきたいという、こういう願いはもちろんありますので、市長おっしゃられていたように、やっぱりしっかりした有利な条件を示していただく、不利な条件と有利な条件をしっかり示していただくということが最も大事なので、市民に分かりやすい、また我々議会にも分かりやすい説明をしていただいて、はっきりとこれからの方向性を取っていただきたい。これは十分にそういう情報を流していただきたいというのは、もちろん議会の中でもそうですけども、我々も市民にそれをきっちりと伝えていけるような方向で、ぜひともそういった分析結果を示していただきたいというふうに思います

ので、よろしくお願いいたします。 以上です。

西井委員長 答弁よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 前回の委員会のときにも同じようなお話になるので、重複する部分はなるべく避けて、今、 葛城市の水道事業をやっていく上での不安材料、現状での不安材料、どういうものがあるの か。想像といいますか、管が古くなっているとかいうふうなこともあろうかと思いますけど。 他市、他自治体と比較して葛城市の水道事業、こういうところが劣ってるねんと。だから県 域に参加して、今後そういう負担をなくしたいと、そういうふうな要素があるのかどうか、 ちょっとそれをお聞きしたい。

それから、なぜ葛城市の水道事業がこの値段で運営できているのか。ほかの、これは比較 せんと分からへんと思うんですけれども、ほかの自治体と水道事業を行う上において、こう いうふうな有利な条件がそろっているんだよと。その辺のところも把握されていると思うの で、ちょっとご紹介といいますか、お聞きをしたいと思います。 2点。

西井委員長 課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市、現状不安な点というよりも、現状自己水源がどうしても県水に頼らざるを、去年でしたら約75%が自己水で、県水が25%になっております。これは数年前も同じ形で、今後も単独でいった場合には、この数量は何%かは増減をしますけど、要するに、特に夏場の主に5月から9月につきまして、ため池等で取水させていただいていますねんけども、雨が降らなかった場合にはどうしても農業用優先になってしまいますので、その時点でやはり県水に頼らざるを得ん状況になりますので、梅雨時期に雨が降れば、今年のように雨が降れば、県水が申込み、大体25%でいきますねんけれども、夏場の渇水によっては大きく県水に頼る場合と、自己水が減る場合がありますので、これが1点です。

それから2点目、施設の更新、それから配水管ですねんけども、施設更新、配水管で、自 治体によっては浄水場がないところは配水管で、特化した形で、さっきも説明させていただ いています。だからうちは、葛城市にとってみましては施設の更新もあり、配水管もありま すので、全体としての事業を何億円、何億円で掛けて、今の人数ではちょっと、更新の進み 具合が、施設もありますし配水管もありますし、なかなかほかの自治体に比べたら、特に配 水管につきましては、なかなか更新が進まないのが現状となっております。

ほかの自治体によりましては、要するに自己水源、自治体によっては地下水とか、それから南の大淀町とか、それから吉野町、下市町、それから五條市につきましては豊富な水源があるということで、100%という形でなって、今回も事業統合につきましても、その施設を利用する形でなっておるのが現状です。あと、ほかの自治体につきましては、今、自己水源、例えば隣の御所市も、要するに県水転換の方向で、県内事業体制が進んでいる状況になって

おります。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 なぜ安いんかということ。

西井委員長 課長。

福森水道課長 水道料金の件で、申し上げていなかったです。

水道料金につきましては、地元の取水大字より安価な、要するに取水費をお支払いさせていただいていますねんけども、9月の、多分一般質問で谷原議員がおっしゃられたように、年間で、地元取水に約1,700万円、総額で払わせていただいていますねんけども、ほかの自治体、水利権になっていますほかの自治体に比べたらかなり安価な形で協力していただいている。これが水道料金の低廉につながっていると思います。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 自己水源率75%、25%足らんと。これは過去から、そういうことで県水に頼っておるということ。私、今聞いたのは、この不安材料が、もし県域に行くとすれば、こういう問題があるから県域に参加をせざるを得んと、こういうことになるのかなと思うんですよね。今、その1,700万円の地域に、原水の地域に、原水料としてですか、どういう名目かちょっと私は忘れましたけども、負担をしている。今、ため池が、山から流れてくる、それを受けるため池の全てがこの水道に利用されている。されておらない池もあるように私、思うんです。要するに、やる気があれば75%を100%にする十分な水源はあるけども、利用していないと。県も、ちょっと私、あまり古い歴史のことは知らないので、先輩にちょっと教えていただきたいんですけども、県がそういう水道、吉野からの水を各自治体に利用していただくようにあっせんといいますか、そういうお話があって、県のほうにも顔を立てる必要があるということで、25%ぐらいの、県からの給水を委託していると。ここでご答弁できたらしていただきたいんですけども、75%を100%に近いところまで上げるだけの水は、葛城市にあるのか、ないのか。もう一度そこのところをお聞かせを願いたいなと。

それからもう一つ、なぜ安いというのは、先ほどもありましたように原水があってということなんですけども、もう一つ、私は大きな理由があると思うんですよね。水は高いところから低いところへ流れてくると。隣の香芝市についても、それから御所市についても、上から流しても、低いところへ行ってもう一回山を越えていかんなん地域があったり、香芝市も下水道の完備ができないと。なぜできないんですか。西のほうの地域に行くと、行けないんです、峠越えて村があって、地域があると。隧道を掘るにも大きな負担がかかる。かえって大阪のほうを向いて流すほうが楽やということで、下水道事業が100%に近い数字を達成できているというのは、葛城市の西から東に傾斜をしている、こういう地域の条件です。それが水道事業にも、私、言えると思うんですよね。上にタンクを持ってきて、ずっと傾斜に流す、ポンプアップをすることなくです。ほかの自治体は山の上のほうにタンクを据えて、橋本市もそうです。山の上のほうにタンクを造って、そこにポンプアップしてはります。葛城

市は違うんです。貯水場、あそこまでのポンプアップは若干ありますよ、いろいろと。せやけど、そんなに大きな負担になっていない。そこから大きな負担をすることなく、各家庭に流すことができる条件が備わっている。そういう条件が奈良県内にほとんどない。いずれか、何らかの方法で、大きなそういうプラスアルファの施設が必要であると。こういうことが、葛城市の地形が安い水道料金に反映しているのかなと。

そこへ持ってきて、そういう山の水を市民の方に供給できているという、地下水の場合はいろいろと、地下から出てくるいろんな物質によって水質が変わったりというふうな、普遍的な部分が、それとか地震によって水脈が乱れたりとかあるんですけれども、山の水、天水は安定的な、よっぽどのことがない限り安定的な水源として、私は、今後も切れることなく市民に供給できる資源であると固く信じているんですけども。

もう一度、なぜ安いという先ほどの地形も含めてご答弁を願いたいなと思います。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、葛城市において自己水源100%が可能かどうかというお話ですねんけれども、各ため池の大きさとか、それに伴いますので、今、現時点で100%可能かどうかというのはちょっと、数字的に分からない状況になっております。自己水源で確保になりましても、それに対して、例えばため池につなぐ、ため池でやる場合は導水管いう管を布設しなければならないという形の事業費がかかってくる。それが要するに、県水を受水するのが安いのか、それとも原水を取水するのが安いのか、現時点ではその費用も出ておりませんので、100%取水いけるかどうかは、現時点ではちょっと分からない状況になっております。

先ほどの水道料金、安価という形にはなっていますねんけども、葛城市におきましては、要するに営業用、工業用、ほかの自治体に比べて工業用、要するに、工業地域がありましたので、そちらのほうでかなり、ほかの自治体に比べたら多く使っていただくようなこともありまして、それに伴う低廉もありますし、もちろん地元の協力、取水のこともあってこの金額、低廉な金額になっている。もちろん合併以後、当初職員は20名近くおりましたけれども、今、会計年度任用職員を入れましても12名ということで、かなりスリム化という形で水道事業を進めていった、あとは会計システムの共同化とかという形で、経費の削減という形で進めていっていますので、こういった低廉の料金になっているかと分析はしております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 私が質問している理由は、理由はというか、葛城市の水道事業はこのまま継続して、市民 の皆さん方に安くて、良質の水を供給するべきであろうと。その条件としては今お尋ねした ような要素が含まれていて、地形も含めて安定的に、今後も水道事業が継続してできるんじ ゃないですかということを訴えたかったんです。水道事業のことについて一番よく知ってお られる担当の方々が、どういう思いを持って自分ところの水道事業に携わっているのか。思 い入れ、自分の仕事に対する誇りとか、そういうものがあるのかどうか。私は、そこが大事

やと思うんですよ。

私は葛城市の水が大好きやから、残してほしいと。いろいろ分析して、こんなこともあんなこともあるじゃないですかと、やっていけるじゃないですかと、こういうことを申し上げたかったんです。ただ、私の申し上げていることが、一番水道のことをよく知っている担当の皆さん方が、そんなんしたら、あと、えらい目に遭いまっせと、天に皆、身を委ねたほうが、今後楽になりまっせというふうな思いがあるねやったら、それはそれで結構なんですけども。私は、私の知るべき範囲内で言えば、継続してこの水道事業を続けていただきたいという思いを、意見として述べて終わります。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 水道事業統合に関わるんだろうと思うんですけれども、私は何で奈良県がこういう水道事業を統合しようとしているのか、覚書には目的は書いてあるんですけれども、奈良県営水道経営戦略(案)というのが、この間パブリックコメントにかけられていました。先週の水曜日までで締切りだったわけですけれども、私もこれ、県営水道と市町村水道が一緒になるわけですよね。要は28市町村が合併して1つの企業をつくるのではなくて、県営水道と28市町村が合併して1つにつくるものだから、県の状況もやっぱり知っておかなきゃいかんだろうと思って、奈良県がパブリックコメントをやっておられましたので、県営水道の経営戦略を読ませていただいたんですが、私、これ読んで、ちょっと分からなくなったんですよ。何で県が事業統合しようとしているのか。

これ、ちょっと、もし水道課の担当者のほうで何らかのお考えがあれば、ちょっと聞かしていただきたいんですが、と申しますのは、奈良県の県営水道は水が結構余っているんですよね。配水能力に対して、配水量が大体43%程度だったと思います。そういう状況で、給水人口がどんどん減っていくと。給水人口がどんどん減っていったら、ますます施設が過大になるので、それが県営水道の経営を圧迫するだろうと。でも県営水道のほうはこの戦略のほうではっきりと戦略を持っていまして、何かというと、今は市町村の自己水と県水の割合が、平成26年ぐらいまでは半々だったのが、今、若干県水のほうが増えてまいっています。県水が努力して、要は県営水道の水を下げる、供給しているわけです。県水を供給している値段を下げて、そうすると、自己水で上水をつくってやっている市町村、非常に経費が高いので、それだったら県営水道を100%受け入れたほうが、事業としては楽になりますねと。ただし、配水管事業とか漏水対策とか、市町村事業は残りますけれども、原価が安いものを仕入れたほうがいいということで、今13の市町村が県水転換、100%変わってきているし、今後最終的に17まで県水転換されるようです。御所市とか大和高田市なんかは地勢条件も悪いし、自己水をつくるよりは原価が安いから、そちらへ転換していっているわけです。

私、思ったのは、それだったら県のほうが市町村事業を残しながら、県水を十分安価に広 げることで、県水も人口減少になったとしても、言うたら維持できると、配水量を維持でき ると。そしたら、葛城市のようなところは事業も残るし、市町村間のそれなりの努力が反映 するような、地方自治としてそれぞれの事業体が努力できるような状況になるんですが、こ れ、県に一本化すると、皆お任せになりますから、皆さん何も考えないようになるし、有利 な条件のところが負担を大きくするというふうなことで、非常に一本化、統合するというの は大変無理があるなというふうに、私は逆に読んで思ったんです。こういう方向というのは、 全く議論されていないのかどうか。

私はなぜそう感じたかというと、厚生文教常任委員会で、従来この県営水道のファシリテ ィーマネジメント計画について、これまで報告を受けてまいりました。そのときに事業統合 ではなくて経営統合、緩やかな経営統合で各市町村がそれぞれの市町村のセグメント会計を もって、料金も当然違いますよと、資産も違いますよと。でもそれをなだらかに、緩やかに 経営する中で、条件を均一にした上で、将来的に事業統合を考えるというのが当初の案だっ たんですよ。ところが、それが突然、令和7年度には事業統合をぽんとしますとなりました。 だからもう大和郡山市なんかは、とんでもないと、あまりにも条件が違うじゃないかと、莫 大な財産、これは市民の水道料金で蓄えたものですから、それをよそへ持っていかれると、 何でこれまで市民は高い水道料金を負担してきたんだと。この財産は市民に還元するという ことで、一部取りのけたというふうなところも出てくるし、葛城市、大淀町のようなところ も出てくるので、何でこんな無理な、令和7年度に突然ここで、いろいろ違ってもやるとい うふうになったのか、この理由についてもう一回教えていただきたいんです。私、ちょっと この経営戦略を読んで、むしろ県営水道も努力しているし、事業転換で各市町村事業を残す ので、何であかんのかなというところをちょっとよく理解できませんでしたので、そこら辺、 ちょっと、議論の経過がどうなってきたのかということを多分、担当者の方はご存じだと思 いますので、何でこういう事業転換という非常に無理な方向に進んでいるのかということに ついて、ちょっとご理解の範囲で結構ですので、教えてください。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えします。

当初、谷原委員ご存じのように、経営統合という形で話が進んでいたんですけど、事業統合した場合に、令和7年から令和16年の間に事業統合した場合に、国のほうから運営基盤、それから広域化事業に対する交付金、これが暫定、その10年間しか暫定で出てこないという話がありまして、それに伴って県のほうで、これはあくまで推測ですねんけども、そっちのほうが経営統合でいくよりも費用対効果としては、県の一体化の費用対効果としては交付金が10年間で切れるという形の提案があったため、それにシフトをされたんかなという、話の中ではそういう形で、事業交付金が出るということで、事業統合の話が出てきたと認識しております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 費用対効果については、水道サミットの資料を見ましても何百億円とかいうふうな形で出てまいるわけですけども、水道の財政シミュレーション、前回出していただきました。それから見たら、確かに100億円単位のものは確かに大きいんですけれども、それでも長期間にわたって、30年間にわたっての話ですから、あまり僕は大したことはないなと。正直言って、

30年、あるいはこれから40年とずっと続けていく上で。つまりお金のために、そういうお金 のために事業統合を、無理なことをするというのは、地方自治体としては非常に、直接お金 が我々に入るわけじゃないですから、葛城市に。むしろ、広域化するために必要な施設、あ るいは施設廃棄の費用、そういうことに使われるわけですから、要は葛城市とか市町村自治 体について直接影響があるものではないので、私は県の都合かなと思いながら見ているんで すけど、もちろん全体最適化みたいなことを言っていますから、そうなのかもわかりません けれども、だけど、やっぱりそれぞれの市町村の中で、こうしたことについて非常に無理を 感じているというところを、それはやっぱり葛城市としてはぜひ伝えていただきたいところ だと思うんです。やはりこういう、非常に、令和7年度にいろんな違いを無視して強引にや ってしまう。それが結局お金のためだけですよね、言うてみれば。交付金、それに対して失 われるものが大きいのではないかなと。各市町村自治体での努力、あるいは様々な地勢を生 かした地方自治体の運営、そういう意味で、先ほど増田委員もおっしゃったように職員のや る気、地元の自治を自分たちで支えてきたという、先人たちもそうやってやってきたわけで すけれども、それが広域化になると全部お任せになってしまうと。どの市町村も。そういう ことがどうなのかなということがあって、お金のため、将来もそれで安定するということも あるんかもわからないですけれども、そういうことも含めて、私はちょっと県の事情が先行 し過ぎているなというのを感じました。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、調査案件1、水道事業に関する事項については以上といたします。 本日の調査案件は以上であります。

ここで委員外議員の発言があれば、申出があれば許可いたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日、大変、水道、市民にとっては大事な水道ということでございます。一番生活には欠けてはならない1つのインフラ、それについては大幅にいろいろ変わる可能性があるということで、皆さん方も含めて大変心配しておられることを、今日の会議の中では、今日の内容について、またこれから進捗状況によって、市民にも心配をかけないように、会議を推進してもらいたいと思っております。どうかよろしくお願いいたしまして、本日の慎重審議、どうもありがとうございました。

これをもって県域水道一体化調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時55分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

県域水道一体化調査特別委員会委員長

西井 覚